



第50回 衆議院議員総選挙

第26回 最高裁判所裁判官国民審査

投票日 **10月27日** 日

期日前投票期間



10月16日 水 ~ 10月26日 土

明るい選挙のイメージキャラクター
「選挙のめいすいくん」

第50回 衆議院議員総選挙

第26回 最高裁判所裁判官国民審査

衆議院議員総選挙は、小選挙区選挙と比例代表選挙の2つの選挙によって議員を選びます。

小選挙区選挙は、1つの選挙区から1人の議員を選びます。島根県は2つの選挙区に分かれています。比例代表選挙は、全国11のブロックごとに行なわれます。島根県は中国ブロック(定数10)に属しています。同時に、最高裁判所裁判官の国民審査が行なわれます。



投票日 10月27日(日)

受付時間 午前7時から (投票の終了時間は、お住まいの市町村) 選挙管理委員会におたずねください。)

投票は3種類です

衆議院議員総選挙

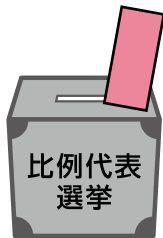
小選挙区選挙の投票

候補者を選んで書いてください。



比例代表選挙の投票

政党等を選んで書いてください。



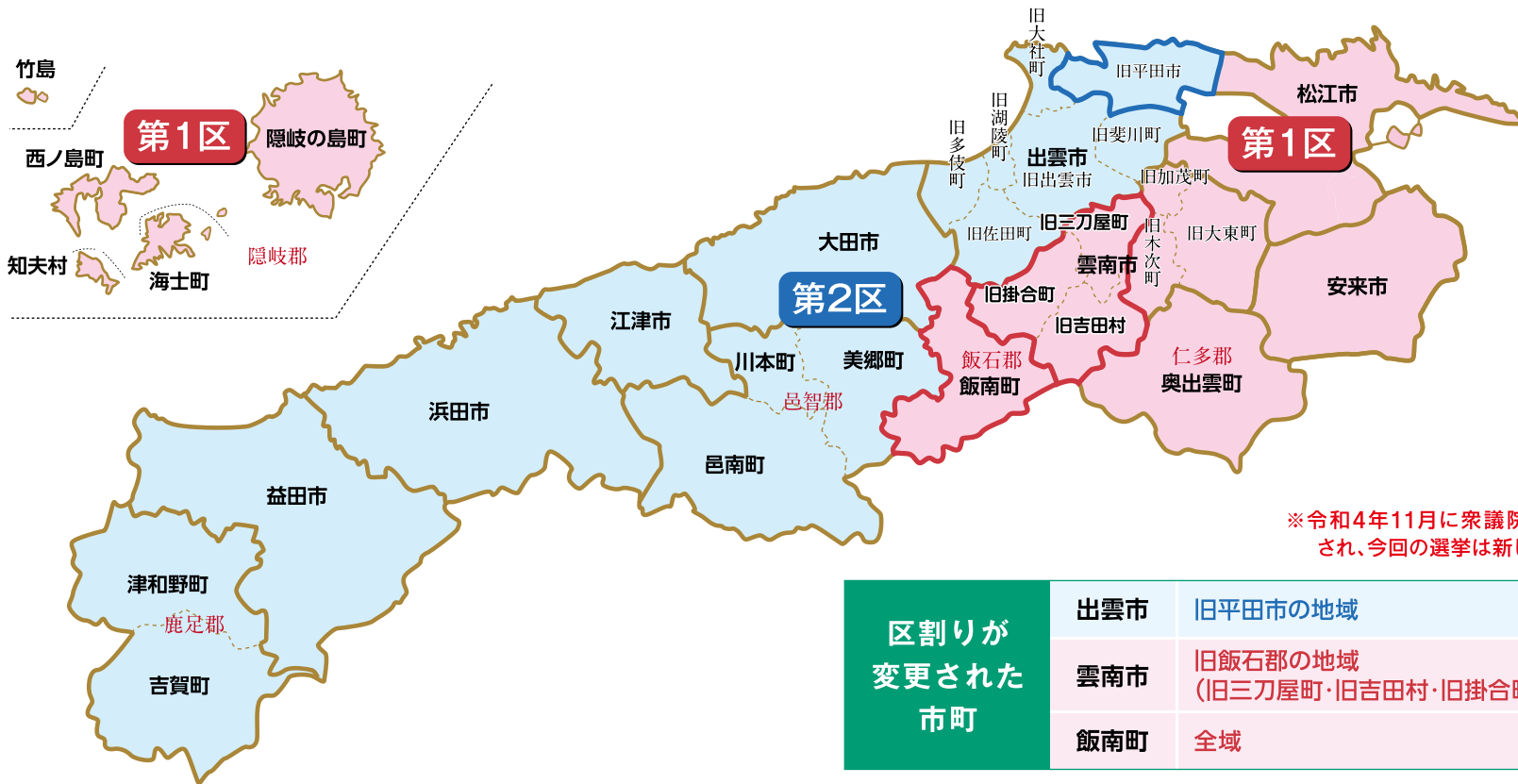
最高裁判所裁判官国民審査

国民審査の投票

やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に×を書いてください。やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないでください。



小選挙区の区域は2つです



選挙の当日、投票所に行けない人は？

期日前投票制度

投票日に仕事や旅行、冠婚葬祭などの予定のある方は、選挙人名簿に登録されている市町村選挙管理委員会の期日前投票所で投票日前でも投票することができます。

仕事を休まなくても大丈夫。



●期日前投票ができる期間と時間

10月16日(水)～10月26日(土)

受付時間/午前8:30～午後8:00 (土曜日・日曜日も受け付けています。)

※一部の期日前投票所では投票できる期間や時間が異なる場合があります。
 ※期日前投票所では、宣誓書の提出が必要です。
 ※国民審査の期日前投票の開始日について、国民審査の告示前4日以内に新たに審査対象となる裁判官が任命される等した場合には、国民審査の期日前投票期間は10月20日(日)からになります。

不在者投票制度

■次の方は不在者投票ができます。

●仕事や旅行などで選挙期間中、選挙人名簿登録地以外の市町村に滞在している方(事前に手続きが必要です。)

長期出張でも大丈夫。



老人ホームに入所中でも大丈夫。



●不在者投票ができる施設として指定を受けている病院や老人ホームに入院 又は入所している方(病院長や老人ホームの長に申し出てください。)

●身体障害者手帳 又は戦傷病者手帳をお持ちで法令で定める重度の障がいがある方、介護保険の被保険者証に要介護5の記載がある方(郵便などによる不在者投票ができます。)

詳しくは、お住まいの市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

選挙は、私たち国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会です。選挙を通してよりよい暮らしや社会づくりに参加しましょう。

選挙に関する情報をインターネットでも提供しています。
 島根県選挙管理委員会ホームページ
<https://www.pref.shimane.lg.jp/senkyo/>



SNSサイトでも情報提供しています。
 島根県選挙 検索



X(旧Twitter)

YouTube

Facebook